

議決権行使レポート

証券コード 9364

会社名 株式会社 上組

	賛成	反対	棄権
第1号議案 剰余金処分の件	○		
第2号議案 定款一部変更の件	○		
第3号議案 取締役8名選任の件			
深井 義博 氏	○		
田原 典人 氏	○		
堀内 敏弘 氏	○		
村上 克己 氏	○		
平松 宏一 氏	○		
石橋 伸子 氏	○		
保坂 收 氏	○		
松村 はるみ 氏	○		
第4号議案 補欠監査役1名選任の件			
秋田 恵吾 氏	○		

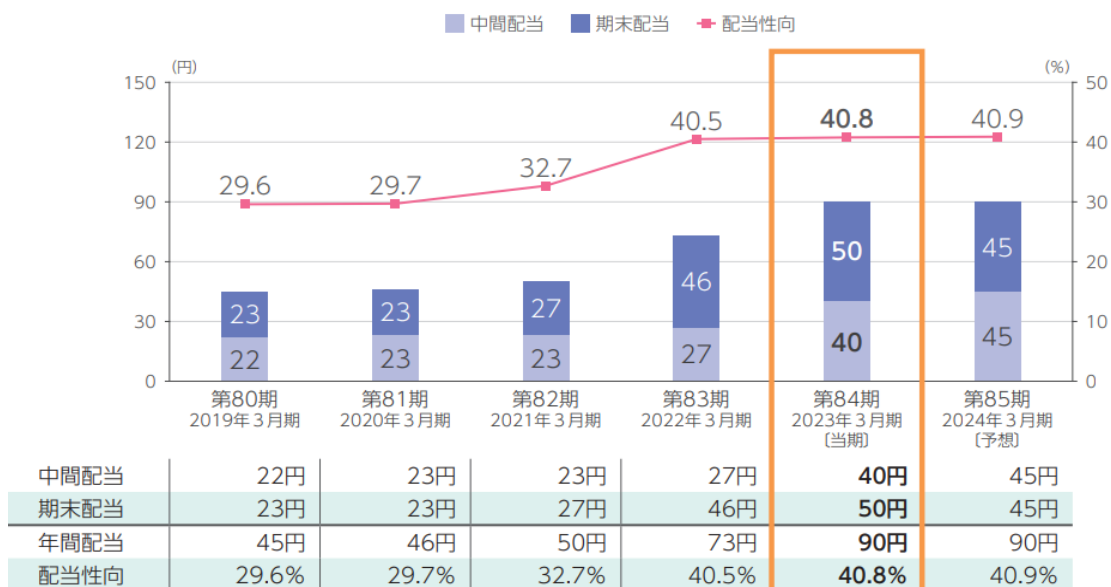
上記の推奨をした理由

第1号議案について

上組は利益還元に関する基本方針に基づき、連結配当性向40%を目安とした株式配当の実施による利益還元の強化を図るべく、期末配当を1株につき50円とした。これにより、中間配当金40円を含めた年間の配当金は、昨年より17円増配の1株につき90円となった。

ここで、上組の配当金と連結配当性向の推移、および総還元性向と自己資本当期純利益率（ROE）は以下の通りである。

(図1 配当金と連結配当性向の推移)



(上組 2023年定時株主総会招集通知より抜粋)

(表1 総還元性向と自己資本当期純利益率 (ROE))

	2019年 3月期	2020年 3月期	2021年 3月期	2022年 3月期	2023年 3月期
総還元性向	51.3%	50.6%	50.5%	56.3%	90.8%
自己資本 当期純利益率 (ROE)	5.6%	5.5%	5.2%	5.8%	6.7%

(上組ホームページ IR情報より)

まず、図1の配当金と連結配当性向の推移からもわかる通り、年々配当金と連結配当性向が増加している。また、配当性向は目安となる30%を超えており、株主に対して十分に還元ができていると考えられる。

次に、アセットマネジメント One の [国内株式の議決権行使に関するガイドライン](#)お

よび議案判断基準に基づいて、上組の剰余金処分の妥当性を判断する。上記のアセット
マネジメント One のガイドラインおよび判断基準によると、

- 過少配当基準として、業績チェックのうち⑥3 期連続で総還元性
向が 30%未満かつ ROE8%未満（赤字企業除く）に該当する企業に
ついて、財務不安定な場合を除き、原則反対。
- 過剰配当基準として、総還元性向 100%以上かマイナス（利益が赤
字である場合）である場合は、個別に判断。

とある。

表 1 より上組は、3 期連続で ROE は 8%未満となっているが、総還元性向は 30%を超えているため、過少配当基準はクリアしている。また、総還元性向は 100%以下かつマイナスにもなっていないため、過剰配当基準もクリアしている。

よって、アセットマネジメント One の基準に則って考えても、上組は株主に対して十分に還元ができていると考えられる。

以上より、上組の剰余金処分の妥当性が極めて高いと判断できるため、私は第 1 号議案剰余金処分の件に賛成する。

第 2 号議案について

上組は、2023 年 4 月 1 日より、執行役員制度の拡充及び取締役会構成の最適化を含む大幅な経営体制の変更を行ったことに伴い、定款の一部を変更した。
主な定款の変更は以下のとおりである。

(1) 執行役員に係る規定の新設

従来の雇用型執行役員のほか、経営責任を負う「委任型執行役員」を創設し、取締役会からの権限委譲を受けて、大きな権限と責任のもと、戦略実現に向けた業務執行を担う。

(2) 役付取締役に係る規定の変更

上記執行役員制度の拡充に合わせ、従来取締役と執行委員の間で重複のあった役位の整理を行い、取締役の役位については会長及び社長のみとした。

アセットマネジメント One の 国内株式の議決権行使に関するガイドラインおよび

議案判断基準に基づいて、定款変更の妥当性を判断する。上記のアセットマネジメント

One のガイドラインおよび判断基準によると、

- 以下の要件の何れかに該当する場合に反対する。
 - ・発行可能株式総数の大幅な拡大（※）
 - （※）拡大後の発行可能株式総数が、現在の発行済株式総数の2倍超を目安。
 - ・特別決議の定足数引下げ
 - ・組織再編の決議要件の加重
 - ・取締役解任の決議要件の加重
 - ・取締役の任期伸長・分散
 - ・決議拒否権条項付種類株式（いわゆる黄金株）を用いた実質的な買収防衛策等
 - ・合理的な理由がない取締役の員数増加・監査役の員数減少
 - ・会計監査人の責任範囲の限定
- 非業務執行取締役および監査役（社内・社外）の責任範囲の限定、自己株式の取得は原則賛成。

とある。

上組の定款変更は、上記のアセットマネジメント One のガイドラインに抵触するものではないと判断した。むしろ、これらの定款の一部変更は、取締役会の実効性向上や、執行役員への権限委譲などを通じた『経営と執行の分離』を推進するものであり、上組のコーポレートガバナンス体制の向上につながると私は考える。

以上より、上組の定款変更の妥当性は極めて高いといえるため、私は第2号議案 定款一部変更の件に賛成する。

第3議案について

上組はコーポレートガバナンス体制の見直しに伴う経営体制の効率化のため、取締役を12名から4名減員し、8名とした。

ここで、取締役候補者は以下の通りである。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位および担当	取締役会出席回数
1	ふか い よし ひろ 深 井 義 博	代表取締役社長、 社長執行役員 CEO 再任	16回/16回中
2	た はら のり ひと 田 原 典 人	代表取締役 専務執行役員、 営業部門管掌 (東・中日本エリア) 再任	16回/16回中
3	ほり うち とし ひろ 堀 内 敏 弘	代表取締役 常務執行役員、 管理部門管掌 再任	16回/16回中
4	むら かみ かつ み 村 上 克 己	代表取締役 常務執行役員、 営業部門管掌 (西日本・九州エリア) 再任	16回/16回中
5	ひら まつ こう いち 平 松 宏 一	取締役常務執行役員、 営業部門管掌 (鉄鋼・エネルギーエリア) 再任	16回/16回中
6	いし ばし のぶ こ 石 橋 伸 子	社外取締役 再任 社外 独立	14回/16回中
7	ほ さか おさむ 保 坂 収	社外取締役 再任 社外 独立	13回/13回中
8	まつ むら はるみ 松 村 はるみ	社外取締役 再任 社外 独立	13回/13回中

アセットマネジメント One の 国内株式の議決権行使に関するガイドラインおよび

議案判断基準に基づいて、取締役選任の妥当性を判断する。上記のアセットマネジメント One のガイドラインおよび判断基準によると、

- 取締役会規模については改選後 20 名以上の場合、代表取締役に原則反対。
- 業績チェックのうち、①3 期連続赤字かつ 3 期連続無配に該当する企業については、取締役増員に原則反対。その場合は代表取締役に反対。
- 総会後に社外取締役が 2 名以上在任していない場合、または取締役会において 1/3 以上占めていない場合、代表取締役に原則反対。
- 総会後の取締役会において、女性の取締役が 1 名以上在任していない場合、代表取締役に原則反対。なお、対象は東証プライム市場上場企業とする。

- 取締役会への出席率が85%未満の場合、原則反対。
- 監査等委員である社外取締役は、取締役会または監査等委員会の何れかへの出席率が85%未満の場合、原則反対。

とある。

上組の取締役会については、取締役会の規模は20名以下で、社外取締役の人数も適切であり、女性取締役も在任している。また、全ての取締役が取締役会への出席率が85%を上回っている。よって、上組の取締役は上記のアセットマネジメント One のガイドラインをきちんと満たしているといえる。

以上より、上組の取締役8名選任の妥当性は極めて高いといえるため、私は第3号議案 取締役8名選任の件に賛成する。

第4議案について

上組は法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役として秋田恵吾氏を選任した。

補欠監査役候補者の秋田恵吾氏は、上組の執行役員として管理部門の要職を歴任し、働き方改革の推進及び内部統制の維持・発展に取り組んできた。この経験を活かし、常勤監査役に欠員が生じた場合には後任としての役割を十分に果たすことが期待できる。よって、秋田恵吾氏は補欠監査役に適任であるといえる。

以上より、補欠監査役として秋田恵吾氏を選任することの妥当性は極めて高いといえるため、私は第4号議案 補欠監査役1名選任の件に賛成する。